

職発 0502 第 6 号
平成 23 年 5 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（雇用保険の基本手当の給付日数の特例関係）

先般の東日本大震災により、多大な被害を受けた地域の事業所に雇用されていた労働者で、震災の被害によって離職を余儀なくされたものについては、その生活の安定を図り、早期再就職を支援するため、更なる雇用保険の充実を図る必要があるところである。

こうした者に対する雇用保険の基本手当の給付日数を延長する特例措置を盛り込んだ「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が、本日、平成 23 年法律第 40 号として公布・施行されたところである。

また、当該施策を適用する地域について定めた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成 23 年政令第 127 号）は、本日付けで公布・施行されたところである。

これに伴い、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」（平成 23 年政令第 131 号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 57 号）を、本日付けで公布・施行したところである。

その主たる内容（雇用保険の特例関係部分）は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解のうえ、その施行に万全を期せられたく、通達する。

記

1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律関係

- ① 東日本大震災の特定被災区域（※1）に所在する事業所に震災当時雇用されていた労働者のうち、当該事業所が震災の被害を受けたために離職を余儀なくされたもの（特定受給資格者及び特定理由離職者（厚生労働省令で定

める者に限る。)) については、震災特例として、個別延長給付の延長日数を「60日」から「120日」(※2)に延長すること。

※1 特定被災区域については、下記2を参照のこと。

※2 現行の個別延長給付が「30日」とされている、被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満の者については、延長日数を「30日」から「90日」に延長するものである。

- ② 東日本大震災の特定被災区域に所在する事業所に震災当時雇用されていた雇用保険法第22条第2項に規定する受給資格者(障害者等の就職困難者)で、当該事業所が震災の被害を受けたために離職を余儀なくされたものについて、公共職業安定所長が、厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた場合は、震災による特例延長給付として、給付日数を60日延長すること。

この場合、受給期間についても、60日延長するものとする。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令関係

雇用保険の特例措置を適用する「特定被災区域」として、東日本大震災に際し災害救助法の適用された市町村及びこれに準ずる市町村を定めるもの(※3)。

※3 具体的地域については、別添官報の写しを参照のこと。

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令関係

2以上の延長給付が行われる場合の受給期間の調整について、延長の種類に震災による特例延長給付(1の②の延長給付をいう。)を追加するとともに、その整理は、個別延長給付と同様のものとする。

4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令

- ① 特定理由離職者として厚生労働省令で定めるものは、雇用保険法附則第5条第1項の厚生労働省令で定めるものとする。
- ② 1の②の延長給付を行う際の基準は、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っており、かつ、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、その者が適切に職業選択を行うことが著しく困難となることとする。
- ③ その他、延長給付について、延長日数ごとに通知する旨について定める

もの。

5 施行期日

平成23年5月2日から施行することとするもの。